

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

特別法人税の課税凍結延長について

ポイント

- ◆ 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行（特段の定めがあるものを除く）されました。（注1）
 特別法人税の課税凍結を規定している租税特別措置法の一部が、所得税法等の一部を改正する法律の中で次のように改正され、これにより特別法人税の課税凍結が令和5年3月31日まで延長されることになりました。（注2）

改正後	改正前
<p>（租税特別措置法の一部改正） 第15条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止） 第68条の5 法人税法第84条第1項に規定する退職年金業務等（同法附則第20条第2項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成11年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第8条又は第10条の2及び同法附則第20条第1項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。</p> <p>附 則 （施行期日） 第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。（以下略）</p>	<p>（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止） 第68条の5 法人税法第84条第1項に規定する退職年金業務等（同法附則第20条第2項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成11年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第8条又は第10条の2及び同法附則第20条第1項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。</p>

（注1） 所得税等の一部を改正する法律の冒頭及び施行期日を規定した条項

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200331/20200331t00037/20200331t000370081f.html>

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200331/20200331t00037/20200331t000370174f.html>

（注2） 租税特別措置法の一部改正を規定した条項と当該条項のうち特別法人税の課税凍結の延長を規定した部分

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200331/20200331t00037/20200331t000370114f.html>

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200331/20200331t00037/20200331t000370128f.html>

明治安田生命保険相互会社
 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
 TEL：03 - 3590 - 4851

・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
 ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
 ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
 ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。